



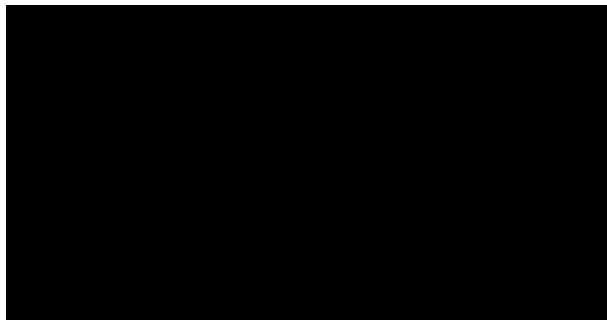
### 申請枠区分

通常枠

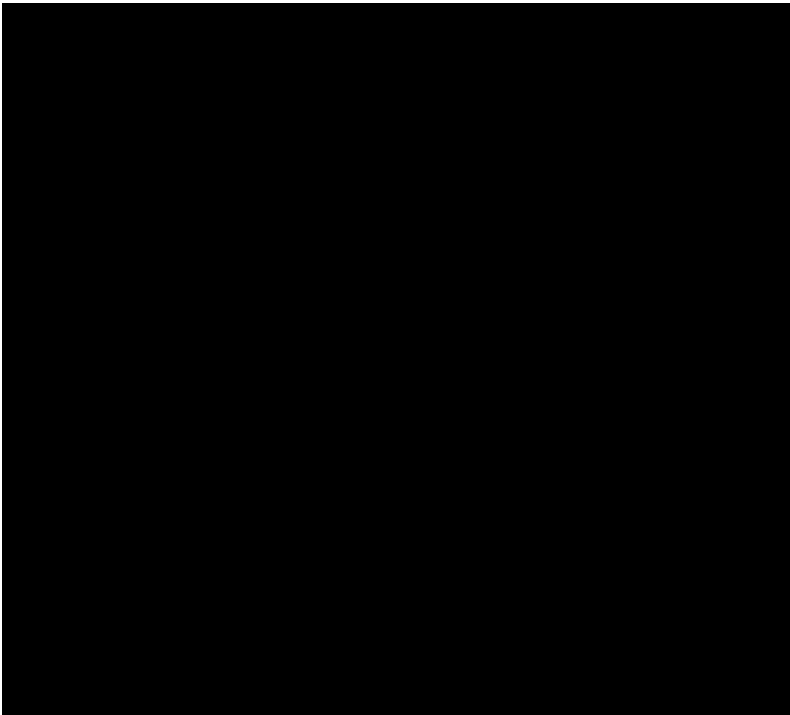
### 申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



----- 団体情報から転記



### 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト

団体代表者 役職・氏名

代表理事 中川直洋

分類

法人番号

1021005011698

団体コード

申請団体の住所

神奈川県鎌倉市御成町5番42号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

---

休眠預金活用事業 事業計画書【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	地方創生起業人材育成プロジェクト		
	事業名(副)	ソーシャルビジネス特化型資金分配団体による教育・地域連携モデル		
	団体名	公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
<input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
<input type="radio"/> (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援	
<input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
<input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
<input type="radio"/> (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
<input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	

## SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	中高生を対象に、「将来の地域のリーダーとして、起業家になるために必要な実践的スキルを育成します」
8.働きがいも経済成長も	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	若者が地域内で起業・就業の機会を得られる仕組みを整備し、地域メンター制度や販路支援により持続的な働く場を創出します。
11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	起業体験で生まれた商品・サービスを地元マルシェやふるさと納税返礼品、ECサイトに接続し、地域経済循環を促進。若者の定着と地域活力の向上につなげます。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	学校・自治体・金融機関・企業・NPOと連携した全国ネットワークを構築し、官民学協働の社会課題解決モデルとして普及させます。

## 1.団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト（以下JCP）は、スローガン「地方起業こそ最強のビジネスモデル」を掲げ、子ども・若者が地域課題を発見し、自らの創造力と起業的手法で解決する力を育むことを目的としています。全国の学校・自治体・企業・金融機関と連携し、持続可能な起業教育を通じて、次世代の人材育成と地方創生を推進します。地域に新しい働く場と誇りを生み出す教育モデルを構築します。	
(2)団体の概要・活動・業務	189/200字
当団体は、地域に根ざした若者の起業支援に取り組み、現場に入りながら起業を志す中高生や若者に対し、実践的な教育・伴走支援を行っています。地域の課題解決を軸に、必要に応じてエンジェル投資を実施し、事業化の初期を支えています。また、社会性と持続性を両立するソーシャルビジネスの普及を目的に、助成金分配の実績を重ねつつ、教育・産業・金融の連携による地域循環モデルの形成を進めています。	



### III.事業の背景・課題

(1)社会課題	983/1000字
<p>日本の地域社会では人口減少や高齢化の進行により、地域産業の担い手不足と若者の流出が深刻化しています。特に地方では、働く場・学ぶ場・挑戦する場が限られ、地元でキャリアを築くことが難しい状況が続いています。結果として地域経済は縮小し社会課題が固定、慢性化する悪循環に陥っています。こうした中、地域課題を行政依存ではなく、ビジネスの力で解決するソーシャルビジネスの形成が強く求められています。</p> <p>JCPはこれまで地方創生の現場で社会課題をビジネスで解決する事を使命とし、地域起業家や若者を支援してきました。中高生を対象とした起業体験プログラムでは、資金調達から販売・株主総会までの一連の経済活動を実践。単なる起業教育にとどまらず、地域課題を題材に社会的意義のあるビジネスを生み出す力を育んできました。さらに教育と経済を結ぶ地域循環型の実践フィールドを構築しています。一方で、近年の経済社会ではいき過ぎた資本主義によって、利益追求が先鋭化し、地域や人の豊かさを損なう事例も少なくありません。JCPは、こうした時代の中で社会性と経済性を両立させるソーシャルビジネスに改めて着目し、次世代に継承すること、即ち、経済的利益だけではなく社会的価値も生み出すことを目的としたビジネスを育てることこそが、持続可能な社会を実現する鍵だと考えています。</p> <p>当団体理事等はソーシャルビジネスファンドの運営に携わり、実際に教育関連会社ユヌス・ソーシャルビジネスカンパニーへ出資し、事業の成功によって投資額を全額回収した実績を有しています。こうした実践的経験から社会的リターンと経済的リターンを両立させる「社会的投資」の仕組みを現場で体現しており、その知見をJCPの資金分配団体としての運営にも活かしています。JCPは単なる助成金配分機関ではなく、ソーシャルビジネスのエンジェル投資家的存在として、理念と仕組みの両面から実行団体の自走化を支援します。</p> <p>今後は、地域のまちづくり団体や地域起業家、中高生が、社会課題をビジネスで解決するソーシャルビジネスカンパニーとして成長できるよう、教育・金融・行政・企業の連携を強化し、全国各地で持続可能なソーシャルビジネスエコシステムの構築を進めます。JCPは資金分配団体として、これらの理念と実践を融合し、次世代の「社会変革を担う地域モデル」を創出していきます。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
<p>経産省は、社会課題解決型スタートアップの支援を国家戦略として位置づけスタートアップ育成5か年計画を推進しています。文科省も地域探究学習やアントレプレナーシップ教育の推進などを通じ次世代人材の育成に注力していますが、実践的な事業化や雇用創出までの仕組みは十分に整備されていません。本事業はこれらの政策を実装し、教育・産業・行政の連携によるソーシャルビジネス創出モデルを全国に展開する点に特徴があります。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	182/200字
<p>JCPは、地域起業家を対象に、地域課題をビジネスで解決するソーシャルビジネス形成支援を実施。全国で起業家の発掘・育成・伴走を行い、地域特性に応じた持続可能な事業モデルを構築しています。また、中学・高校への起業教育プログラムを通じてソーシャルビジネスの理念を提唱し、教育・産業・地域を結ぶ仕組みを展開。助成金配分にとどまらず、地域発の社会的企業創出を支援しています。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	200/200字
<p>経産省が掲げる社会課題解決型スタートアップ支援と連動し、地域起業家の育成とともに、地域の中高における起業教育のビジネス化を進めます。地方では資金・人材・ノウハウの不足により、教育事業が単年度的で継続性に欠ける現状です。休眠預金等交付金を活用し、教育と事業化を一体化したソーシャルビジネスモデルを構築することで、地域活性化の担い手となる人材の育成と持続可能な地域における経済循環の仕組みを生み出します。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

日本の地域社会では人口減少と高齢化が進行し、地域産業の担い手不足と若者の流出が深刻化している。特に地方では、働く場・学ぶ場・挑戦する場が限られ、地元でキャリアを築くことが難しく、地域経済の縮小や社会課題の固定化が進んでいる。こうした中、行政依存ではなくビジネスの力で課題を解決する「ソーシャルビジネス」の形成が求められている。

JCPはこれまで、「社会課題をビジネスで解決する」ことを理念に、地方創生の現場で地域起業家や若者の育成支援を行ってきた。中高生向けの起業教育プログラムでは、課題発見から商品開発・販売・報告までを体験的に学び、地域課題を題材に社会的意義のある事業を構想する教育モデルを確立。教育と産業をつなぐ“地域循環型の実践フィールド”を形成し、課題解決と人材育成を両立している。

しかし、利益追求型資本主義の進行により、地域や人の豊かさを損なう構造的課題も顕在化している。地域再生には、社会性と経済性を両立させる新しい価値観が必要である。JCPは、教育・行政・企業・金融機関が連携する伴走支援体制を構築し、地域の若者や事業者が「ソーシャルビジネスカンパニー」として成長できる環境を整える。

また、事業性が確立し持続的な発展が見込まれる場合には、当団体のネットワークを活用し、企業・金融・投資関係者との連携による出資や資金調達支援も検討する。これにより、地域発のソーシャルビジネスが自立的に成長し、地域社会に循環型の経済と新たな担い手を生み出す仕組みを構築する。JCPは、行政施策を補完しつつ民間主導で実装可能な「地方創生の新モデル」を全国へ展開し、次世代の社会変革を担う地域ソーシャルモデルの確立を目指す。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
全国2地域・2校以上で起業教育やまちづくり事業を実施し、地域課題を題材に実践的な学びと事業化を推進。実行団体がソーシャルビジネスカンパニーとして自立を目指す体制を整え、地域団体・学校との連携基盤を確立する。	○	導入地域数・導入校数・参加生徒数・投資家説明会開催回数・ソーシャルビジネスカンパニー創出数（2社）を定量指標とし、教育効果と地域波及性を測定。併せて実行団体・自治体・学校・企業の協働体制構築度を支援指標とする。		導入地域5、導入校2校以上、参加生徒延べ約200～300名）。各地域で1社ずつソーシャルビジネスカンパニーが誕生。地域団体と連携し、資金調達や商品開発を伴走支援する段階にある。			導入地域7、導入校7校以上、参加生徒延べ1,000名超。各地域に1社ずつ計7社のソーシャルビジネスカンパニーが継続運営し、教育・企業・自治体・金融機関の協働による地域循環モデルが確立。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
全国の実行団体で伴走研修とメンター制度を実施し、担当者が起業教育の設計・運営力を習得。地域メンターが学校と地域をつなぐ体制を整備し、支援ノウハウを標準化して全国的な伴走体制を構築する。		全国の実行団体で伴走研修とコーディネーター制度を実施し、担当者が起業教育やまちづくり事業の設計・運営力を習得。地域コーディネーターが学校・企業・自治体をつなぐ支援体制を整備し、ノウハウを標準化して全国的な伴走基盤を構築する。		事業開始時点では伴走支援体制を構築中で、5地域で実施計画を策定中。各地域に1名ずつ地域コーディネーター（計7名）を配置予定。採択後に登録・研修を開始し、地域連携の基盤づくりを進める初期段階にある。			全国の実行団体で伴走支援体制が自立し、地域コーディネーターが継続的に学校・企業・自治体をつなぐ。起業教育やまちづくり事業の設計・運営力を持つ人材が定着し、支援ノウハウが標準化・全国展開されている状態となる。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期
実行団体は助成金を活用し、地域課題解決やまちづくりをテーマに若者向け起業教育を実施します。資金は教材開発や講師育成、実践支援に充当し、地域で学びと挑戦の機会を創出します。JCPは成果を分析し、報告書や研修会で共有。地域間の学び合いを促進し、支援力を高めます。成果は自治体と連携し、教育計画や予算化へ反映し、持続可能な教育事業モデルを確立します。	令和8年度に2地域・2校以上で、地域課題解決やまちづくりをテーマとした教育・実践プログラムを実施。起業体験プログラムを中心に、地域の実情に応じて探究型学習や地域協働プロジェクトなど多様な形で展開する。6～9月に課題発見・商品開発、10～11月に発表・販売、2～3月に成果報告と検証を行う。形成支援の成果を分析し、自治体との連携による予算化を視野に令和9年度以降の拡大と持続可能なモデル化を図る。

<p>(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援</p> <p>実行団体に対し、伴走研修や専門家派遣を通じて、起業教育やまちづくり事業の運営力・資金調達力・評価力を強化します。JCPは「地方起業の面白塾」を活用し、成功事例や教材を共有し、実行団体同士の学び合いを促進。地域コーディネーター制度と官民学連携体制を整備し、企業・自治体・教育機関が協働して地域ビジネスを支える仕組みを構築。教育と地域課題解決が連動する実践的モデルを全国へ展開します。</p>	<p>時期</p> <p>1年目：標準カリキュラムを整備し、2地域で初回伴走研修と地域コーディネーター研修を実施。実行団体のメンバーに対する講義・支援を開始する。成功・失敗事例や教材、評価指標を整理し、情報共有基盤を構築。</p> <p>2年目：全国の実行団体を対象に、年2回の集合研修と個別伴走を行い、資金調達力・評価力・ネットワーク運営力の強化を重点化。支援ノウハウの標準化と改善サイクルの確立を進める。</p> <p>3年目：各団体が自立的に研修を運営し、地域単独で継続できる体制を確立。成果と知見を全国に共有し、次年度以降の拡張・モデル化へ行する。</p>	<p>190/200字</p>
<p>実行団体から得られた成功・失敗事例、教材、評価指標をJCPが整理し、オンライン基盤として共有・検索できる学習データベースを整備します。これにより地域間で相互学習をS促し、改善点を迅速に反映できる仕組みを整えます。登録情報には、支援指標に基づき成果を可視化し地域コーディネーターや専門家が参画するオンラインと対面を組み合わせた知的循環型の学習・交流体制を実現します。</p>	<p>1年目：2地域で伴走研修と地域コーディネーター研修を実施し、成功・失敗事例や教材、評価指標などの情報を整理・共有する仕組みを構築。</p> <p>2年目：全国の実行団体を対象に年2回の研修と交流会を行い、支援ノウハウの標準化と改善サイクルの確立を進める。</p> <p>3年目：各団体が自立的に活用・発信できる体制を整備し、成果を全国で共有して次年度以降の拡張・モデル化へ移行する。</p>	<p>183/200字</p>
<p>実行団体は学校と連携し、生徒の起業教育を支援する立場として関わります。生徒は地域課題を学びの題材とし、地域団体は教育プログラムの実施や地域事業の形成を担います。実行団体は次第に自立的に企画・運営を担う意欲を高め、教育と事業が連動する持続的な地域の仕組みが育まれます。JCPはこの支援スキームを設計・運営し、伴走と評価を通じて地域団体の実行力と協働力を高め、地域課題の解決と人材育成を推進します。</p>	<p>1年目：2地域で伴走研修と地域コーディネーター研修を実施し、地域団体が学校と協働して起業教育を支援できる仕組みを構築する。</p> <p>2年目：実行団体同士の交流会や研修を通じて、教育プログラムの設計・運営力や資金調達力を強化。地域団体が主体的に教育を運営できる体制を整える。</p> <p>3年目：各地域で自立運営を実現し、支援の循環が継続する仕組みを確立。成果を全国で共有し、再現モデル化へと展開する。</p>	<p>197/200字</p>
<p>教育評価の専門家や地域起業支援の実務家を外部評価者として招き、中間・最終評価を実施します。成果を定量（導入地域数・事業化件数など）と定性（教育効果・地域波及性など）の両面から分析し、改善点を実行団体へ還元。JCPは評価体制を統括し、結果を形成支援に反映します。評価結果は公開し、透明性を確保しながら教育効果と社会的インパクトの向上を図ります。</p>	<p>1年目：評価指標と評価手法を策定し、外部評価者・専門家を選定。初期段階の取組状況を把握し、改善に向けた指導を行う。</p> <p>2年目：中間評価を実施し、各実行団体の成果と課題を分析。形成支援内容や伴走方法を見直し、効果検証を強化する。</p> <p>3年目：最終評価を実施し、全地域の成果を総括。教育効果・地域波及性・持続可能性を検証し、評価報告書として公開。次年度以降の政策提言・制度化へつなげる。</p>	<p>171/200字</p>

V.広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>成果を広く社会に還元するため、専用Webサイトや年次報告書を整備し、成果や事例を動画やインフォグラフィックで発信します。SNSやメディアに加え、「スマート」やソーシャルビジネス専門誌を活用し、全国的な認知を拡大。地域起業家や学生の実践事例を紹介し、社会課題をビジネスで解決する意義を伝えます。JCPは成果を分析・共有し、教育機関・自治体・企業向け報告会を開催、社会的インパクトの拡大を図ります。</p>	<p>197/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>全国の実行団体・教育機関・自治体・金融機関などが集うサミットを開催します。地域を代表する5団体が成果を発表し、理事等の専門的見地から助言を行うフォーラム形式とします。この場を通じて地域間の学びと連携を促進し、若者の起業教育や地域ソーシャルビジネスの発展を支援。内容はオンライン配信や記事で全国発信し、「地域×教育×産業」の共創モデルとして展開、持続可能な社会的価値の創出を目指します。</p>	<p>192/200字</p>

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>助成終了後は、経済産業省や自治体との連携を強化し、起業教育を事業化するソーシャルビジネスカンパニーを全国に拡大します。JCPは資金分配団体として、教育機関・自治体・企業・金融機関・NPOを結ぶ中間支援ネットワークを維持・拡充し、地域課題を起点としたソーシャルビジネスの創出を推進します。行政依存ではなく、地域自らが価値を生み出す循環型の経済構造を構築します。</p> <p>また、公益社団法人として、個人の積立寄付や企業の社会的投資を原資に「教育投資基金」を創設し、将来世代への教育投資や人材育成に再循環させる仕組みを整備します。この基金は、助成終了後も各地域で起業教育やソーシャルビジネス育成を継続するための原資として活用します。</p> <p>さらに、全国の成功事例を共有し、形成支援モデルを制度化。教育・産業・地域が連動する“社会的インパクトモデル”を確立し、持続可能なソーシャルビジネスの発展を促進します。</p>	393/400字
実行団体	<p>実行団体は、地域に根ざした起業教育やまちづくり活動を通じて、社会課題をビジネスで解決する力を育みます。若者や地域住民が「課題を課題で終わらせず、ビジネスとして持続的に解決する」実践を進め、地域に雇用と価値を生むソーシャルビジネスを展開します。</p> <p>また、自治体・企業・金融機関・教育機関などと連携し、地域全体を「ソーシャルビジネスシティ」として発展させることを目指します。実行団体自身もソーシャルビジネスカンパニーとして自立し、教育・経済・地域の循環を生み出す担い手となるよう、JCPが伴走支援と形成支援を継続します。</p>	

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	756/800字
<p>JCPは中間支援組織として、教育・地域・企業・行政を結びつけ、調査研究・連携・伴走支援を全国で展開してきました。文部科学省および経済産業省が推進する「アントレプレナーシップ教育」に参画し、地域課題を題材にした実践的な起業教育を通じて、教育成果を地域経済や雇用創出へと結びつける社会実装モデルを構築しています。</p> <p>代表理事の中川は、一般社団法人ソーシャルビジネスドリームパートナーズ専務理事として、ユヌス・ソーシャルビジネスカンパニーへの出資・育成を実践し、教育を基盤とした社会的投資モデルを展開しました。この経験が、JCPが現在推進する「伴走型資金分配モデル」および「持続可能なソーシャルビジネス形成モデル」の礎となっています。</p> <p>JCPでは、全国のまちづくり団体や起業教育プログラムの卒業生を中心に、地域課題をビジネスで解決する実行団体を育成。各地で教育・産業・地域が循環する仕組みを確立し、「教育から事業へ」「人づくりから地域づくりへ」という一貫した取り組みを具現化してきました。</p> <p>また、経済産業省「スタートアップ50」採択企業である「ながすな講」や「与謝野ローカルフラッグ」など、社会課題を起点としたソーシャルビジネスの成功事例を創出。理事・専門家の協働により、出資や経営参画を通じて地域発ソーシャルビジネスカンパニーの形成を支援しています。</p> <p>さらに、SOCIAL TECH TOKYOでは、岐阜県美濃加茂市および京都府京丹後市での「ソーシャルビジネスシティ構想」の発表をアシスト。行政・企業・教育機関・市民が協働し、地域を社会的企業群として運営する地方創生モデルを提示しました。こうした構想は、国の「SDGs未来都市」理念にも通じ、持続可能なまちづくりの方向性を先取りする先行的な実践として評価されています。</p>	
(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	800/800字
<p>JCPは中間支援組織として、教育・地域・企業・行政の連携を促進し、全国で調査研究・マッチング・伴走支援を展開してきました。特に「教育と地域経済の接続」をテーマに、起業教育と社会実装を結びつける実践型支援を行い、地域課題をビジネスで解決する形成支援モデルを構築しています。</p> <p>調査研究では、文部科学省・経済産業省が推進するアントレプレナーシップ教育の分析・事例調査を実施し、地域起点の教育モデルを提唱。代表理事監修による書籍『地方を変えるソーシャルビジネス』では、教育・産業・地域が連動する循環型経済の重要性を提示しました。また、社会的企業メディア「オルタナ」にも活動が掲載され、研究と実践の両面で注目を集めています。</p> <p>連携・マッチング面では、「JAPAN CHALLENGER AWARD」を通じて全国の地域起業家を発掘・育成。各地の実行団体や若手起業家が成果を発表し、理事や企業経営者・投資家がアドバイスや出資・事業連携を行うフォーラムを実施しています。これにより、地域発のソーシャルビジネスカンパニーが各地で誕生し、教育・企業・地域の協働による社会的企業創出の流れが広がっています。さらに、商工会議所や金融機関、青年会議所との連携を強化し、教育から産業への接続を支える地域ネットワーク形成を進めています。</p> <p>伴走支援では、独自の研修プログラム「地方起業の面白塾」を軸に、地域リーダーや教育関係者に対し、事業化支援・資金調達・評価指標づくりを体系的に実施。「AKATSUKIプロジェクト」では、資金分配団体として段階的伴走と成果検証を行い、自治体・企業・教育機関が協働するソーシャルビジネス支援モデルを確立しました。</p> <p>これらの成果をもとに、JCPは教育・地域・経済が循環する社会実装型の支援基盤を形成。申請事業では、この基盤を発展させ、全国で持続可能なソーシャルビジネス創出を推進していきます。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3年間で7地域・7校・7つのソーシャルビジネスカンパニー（実行団体）の採択を予定	
(2)実行団体のイメージ	実行団体は、地域の事業会社やNPO法人とし、ソーシャルビジネスカンパニーとして自立的に運営する団体を対象とします。各地域で自治体・学校・企業が連携し、教育とまちづくりを一体化した産官学協働モデルを形成。単発イベントや補助金依存ではなく地域課題をビジネスで解決し、継続的な収益構造を持つ団体を重視します。募集は全国公募を基本とし、地方創生プラットフォーム等やJCPの既存ネットワークを通じて展開します。	200/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体あたりの助成金額は年間上限500万円、3年間で最大850万円を上限とします。成果や地域特性に応じた成果運動型の追加配分枠を設け、事業段階に応じた柔軟な資金運用を行います。総額は約1.8億円を想定し、うち85%以上を実行団体の事業費に充当。残り15%以下を伴走・評価・広報等の中間支援経費に配分し、資金の透明性・公平性を担保します。	168/200字
(4)案件発掘の工夫	全国公募に加え、地方創生プラットフォーム「スマート」や地域団体などの既存ネットワークを活用し、候補団体を発掘します。さらに、JCPが伴走してきた地域起業家や地域おこし協力隊やOBとの連携を強化し、現場から次世代の担い手を発見。理事・アドバイザーがSNSや社会的ビジネスメディア『オルタナ』等を通じて広報を行い、初めての団体でも参加しやすい体制を整え、全国への展開を図ります。	187/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	代表理事を統括責任者とし、事務局長が全体運営と資金分配を管理。POが実行団体との契約、進捗管理、伴走支援を担当します。外部有識者を評価委員として招き、透明性・客観性の高い評価体制を構築。理事会では方針決定・ガバナンスを担い、事務局・PO・専門家・地域メンターが連携して全国規模の支援ネットワークを形成します。JCPは資金分配団体として、形成支援から成果検証までを一貫管理する運営体制を整備します。				198/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	2	新規採用人数 (予定も含む)		名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)
		既存PO人数	2	名	兼務：他事業と兼務予定あり（各PO業務の70%を本事業に充当） → 全国7団体の実行団体を担当し、契約・進捗管理・伴走支援・評価調整を実施。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	理事会を最高意思決定機関とし、事務局長・POが四半期ごとに進捗と財務を報告。契約書・収支報告・評価フォーマットを標準化し、現地調査を通じて運用状況を確認。第三者評価委員会を設置し、資金使途と成果を二重に検証します。理事には社会的投資・教育・ソーシャルビジネス分野の実務家を含めて登用し、倫理・法令遵守・説明責任を徹底。公益社団法人としての信頼性を担保し、持続可能な社会的インパクトを創出します。				197/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026年度 ~ 2028年度	
資金分配団体	事業名	地方創生起業人材育成プロジェクト
	団体名	公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト

	助成金
事業費	88,500,000
実行団体への助成	78,000,000
管理的経費	10,500,000
プログラムオフィサー関連経費	18,520,000
評価関連経費	2,210,000
資金分配団体用	1,510,000
実行団体用	700,000
合計	109,230,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	14,000,000	38,500,000	36,000,000	88,500,000
実行団体への助成		10,000,000	35,000,000	33,000,000	78,000,000
-					
管理的経費	0	4,000,000	3,500,000	3,000,000	10,500,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	5,320,000	6,600,000	6,600,000	18,520,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,800,000	4,800,000	4,800,000	14,400,000
その他経費	0	520,000	1,800,000	1,800,000	4,120,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	0	0	2,210,000	2,210,000
資金分配団体用	0	0	0	1,510,000	1,510,000
実行団体用				700,000	700,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	19,320,000	45,100,000	44,810,000	109,230,000



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト		
郵便番号	248-0012		
都道府県	神奈川県		
市区町村	鎌倉市		
番地等	御成町5-4-2		
電話番号	08046683876		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://japan-challenger-project.com/">https://japan-challenger-project.com/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)	<a href="https://www.facebook.com/profile.php?id=100090923954894">https://www.facebook.com/profile.php?id=100090923954894</a>	
		<a href="https://x.com/japachalle">https://x.com/japachalle</a>	
		<a href="https://www.instagram.com/japanchallengerproject/">https://www.instagram.com/japanchallengerproject/</a>	
設立年月日	2020/06/03		
法人格取得年月日	2019/09/04		

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカガワナオヒロ
	氏名	中川直洋
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	フジノヒデト
	氏名	藤野英人
	役職	会長理事

### (3) 役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	10
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	16
常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	14
有給 [人]	3
無給 [人]	11
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	内閣府定期監査（2024年2月） 特に指導なし

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	1件（富山県）
申請前年度の助成総額 [円]	5,000千円（富山県）
助成した事業の実績内容	とやまワカモノサミット2024

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	経産省（AKATSUKIプロジェクト） 京丹後市（JAPAN CHALLENGER AWARD）



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所を、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地方創生起業人材育成プロジェクト
団体名:	公益社団法人ジャパンチャレンジャープロジェクト
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第14条、第15条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第18条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第18条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出		
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第21条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款、JCP委員会規程	
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款、理事会規程	第30条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第33条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第33条
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第30条
<b>● 理事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第24条
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬規定	第3条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬規定	第3条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	JOP就業規程	
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	第4条、第9条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審議会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	法令尊種に関する規定	
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令尊種に関する規定	
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令尊種に関する規定	
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2章
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3章
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4章
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5章
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第1章、第2章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第3章
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第39条、第40条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第21条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第11条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第16条、17条、18条、19条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第41~48条